

平成 20 年 7 月 2 日

各 位

株式会社 I H I
代表取締役社長 金 和明
(コード番号： 7013)
問合せ先：広報室長
氏 名 竹園 良雄
(電話：03-6204-7030)

答弁書と課徴金納付について

当社は、平成20年6月19日付けで「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」を開示致しており、課徴金についての審判手続開始決定通知書を金融庁長官より受領いたしておりますが、本日開催の臨時取締役会にて、同通知書に記載された金融商品取引法第178条第1項各号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨を決議し、直ちにその答弁書を、金融庁審判官に提出致しました。今後、当社は、金融庁からの納付命令に従い、当該課徴金を納付いたします。

納付すべき課徴金の金額 金 15億9,457万9,999円

当社は、本年2月25日付で札幌・東京・名古屋・大阪・福岡の各証券取引所に対して「改善報告書」を提出し、現在、「改善報告書」に沿って、モニタリング機能の強化、必須情報を適時に把握するプロセス機能の強化等に努めるとともに、組織風土改革の推進及びコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

当社は、この度の事態を真摯に受け止め、今後二度と同様な問題を起こさぬように、引き続き上記改善施策に全力で取り組み、株主の皆様、市場関係者の皆様をはじめ、多くのステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めて参る所存であります。

株主の皆様をはじめ多くの皆様に大変なご心配をおかけ致しましたことに改めて深くお詫び申し上げますとともに、引き続きご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお当社の業績に与える影響につきましては、この課徴金16億円を特別損失に計上することとなりますが、一方で固定資産売却に伴う特別利益が見込まれることから、結果として業績見通しに変更はありません。

ご参考・証券取引等監視委員会ホームページ掲載事項

[http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2008/2008/20080619.htm]]

以上